

平成 28 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 28 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 28 年 6 月 17 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	下野 慶計 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	町 民 課 長	西坂 孝良 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	財政管財課長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口大二郎 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	三根 貞彦 君
会 計 課 長	峯 広美 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	福田 正子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 議案第 48 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 2 議案第 49 号 負担付き寄附の受納について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 52 号 東彼杵町且座喫茶条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 4 議案第 56 号 情報セキュリティ強化対策事業にかかるハードウェア等売買契約
について

日程第 5 委員会の閉会中の特定事件 (所管事務) 調査の件

日程第 6 議員派遣の件

開 会（午前 9 時 31 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりです。

日程第 1 議案第 48 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 2 議案第 49 号 負担付き寄附の受納について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 3 議案第 52 号 東彼杵町且座喫茶条例の制定について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後城一雄君）

日程第 1、議案第 48 号、平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）、日程第 2、議案第 49 号、負担付き寄附の受納について、日程第 3、議案第 52 号、東彼杵町且座喫茶条例の制定について。以上 3 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、7 番、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 48 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日 平成 28 年 6 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、6 月 13 日各関係課長並びに教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後老朽危険空き家解体工事並びに建物損失補償金に関する現場の視察を実施しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 3778 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 52 億 5578 万 1000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出において総務費に 1567 万 5000 円、民生費に 706 万 8000 円、農林水産業費に 3184 万 5000 円、土木費に 1036 万 9000 円、教育費に 6905 万 6000 円などが計上されている。

歳入においては、特定財源として国庫支出金 1635 万 8000 円、県支出金 1911 万 1000 円、町債 3410 万円が計上され、一般財源として町税 608 万 8000 円、地方交付税 200 万円、繰越金 4396

万 8000 円などが計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、東彼杵町起業家等支援補助金については公募による起業目的等を充分精査すること、工事関係については施工による影響等の事前調査を徹底すること、また、旧大楠小学校・音琴小学校の廃校校舎の利活用については地域住民との連携を十分とりながら進めてほしいとの意見がありました。

次に委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 49 号 負担付き寄附の受納について

2 審査年月日 平成 28 年 6 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、6 月 13 日総務課長・財政管財課長の出席を求め委員会を開催するとともに、現地を視察しました。

本件は、東彼杵町老朽危険空き家対策事業実施要綱に基づき、老朽危険空き家とされる建物の除却を条件に、本土地建物の寄附を受けるもので、建物の除却という負担付き財産の寄附を受けるものである。

視察並びに慎重審査の結果、適正な措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、跡地については有効な活用を図ってほしいとの意見がありました。

次に委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 52 号 東彼杵町且座喫茶条例の制定について

2 審査年月日 平成 28 年 6 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、6 月 13 日総務課長・財政管財課長・農林水産課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、そのぎ茶の普及促進及び地域産業の発展に関し、条例制定による推進を図るためのもので、目的、定義、町民の参画・協力、茶業者の役割、町の役割、そのぎ茶によるおもてなし、委任等 7 条を掲げ制定されるものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

なお、審査の過程で、活用については目的に沿った具体的な方法を模索してほしいとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

48号一般会計補正でございますけれども、ここに起業家等支援補助金につきましては、公募による起業目的等を十分精査することというくだりがありますけれども、実は今日、私、これに関する要綱となるものをいただきました。県の要綱、本庁の要綱。これを見て、ある程度私も納得できたんですけども、この審査の過程において原案のとおり可決すべきものと決定しましたとございますけれども、この要綱等は見た結果で可決に至ったのでしょうか。それとも皆様方も、総務の皆様方も今日始めて見られたのでしょうか。そこら辺をお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

要綱等は執行部でされるもので、総務委員会の方ではそういったことは全く見ておりません。

○議長（後城一雄君）

委員長降壇を願います。質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 9 時 39 分）

再 開（午前 9 時 42 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 48 号、平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 49 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 49 号、負担付き寄附の受納については委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 52 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 52 号、東彼杵町且座喫茶条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 56 号 情報セキュリティ強化対策事業にかかるハードウェア等 売買契約について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 4、議案第 56 号、情報セキュリティ強化対策事業にかかるハードウェア等売買契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案案 56 号、情報セキュリティ強化対策事業にかかるハードウェア等売買契約についてでございます。

契約の目的は、情報セキュリティ強化対策事業。契約の方法が随意契約。

契約の金額が 1501 万 2540 円でございます。契約の相手方が、長崎県大村市桜馬場 1 丁目 214 番地 2。会社名が九州教具株式会社、代表取締役 船橋修一。

提案の理由につきましては、役場の方のインターネットが、今、役場の国・県からきてますインターネットあたりが全くセキュリティはしてますけども、高度なセキュリティをしようということで、今回 3 つの部門に分けて、マイナンバーとかあるいは国・県からのメールの分と、それと一般的なインターネットですね。これを 3 つに分けるというセキュリティ強化対策事業を国からの指示で、これは国のほとんど 100%近い国の事業でしなければなりませんけども、そのパソコンとかソフト一式動産でございますけども、これにつきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得ということで条例第 3 条の規定により、本案を提出するものであります。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町長に代わり補足説明をいたします。今回の契約につきましては、先ほど説明がありましたように、国の情報セキュリティ強靱化対策計画にのっておりまして行った事業であります。国が補正予算を付けまして、繰り越したという事業を遂行したものでございます。

随意契約ということで、仕様書を提示しまして5社から見積もり競争ということで契約を結んでおります。契約の相手方は、九州教具株式会社ということでございます。

事業の内容としまして若干説明いたしますが、お手元の資料をお願いしたいと思います。この発端は4月1日から施行されたマイナンバー制度のシステムを守るためということでございます。総務省が提案した事業でございますけれども、国の補正予算で財源措置によりまして、全ての自治体にセキュリティの強靱化を求めています。現在、ネットワーク環境を3つ先ほど説明がありましたように、3つのジャンルに分けて物理的に分断するというところでございます。

まず従来からありますインターネット接続への環境、それと国・県あるいは他の公共団体とのLGWAN接続環境、それと4月から始まりました個人番号マイナンバー制度の事務系の環境。これを分離するというところでございます。

2番には、個人番号利用端末機器からUSBによる情報持ち出し禁止の設定。

あるいは3番には、操作ログ管理による不正な操作の禁止の設定。

4番目には、個人番号利用端末におきまして二要素認証設定(パスワード+生体認証)といたしまして、本来ならばパスワード1本でパソコンに入っていくわけですが、パスワード+生体認証。静脈、手をかざして入っていくという職員が誰もかれも見れないという縛りをかけたいということでございます。

それと5番目には、インターネット接続系についてネットワークの全体設計をし、サーバー等を導入しなければならないということでございます。

裏面をご覧ください。現在のセキュリティ対策について、前段では現在の状況を書いておりますけれども、しかしながらというくだりがありますけれども、これまでのセキュリティは100%ということはないと。国の機関などを装った標的型ウイルスが万が一現在のセキュリティをすり抜けた場合に個人情報が危険に晒されるのを防ぐために、セキュリティ対策事業を行う国の強靱化計画でございます。

今回、議会に提案します負担金につきましては、700万円以上の物品の購入ということで議決要件になりますので、資料の下の方に事業費の内訳と書いております。上の方が役務費系、下の方が今回提案をいたします備品の関連する1501万2540円でございます。

まず二要素認証用サーバー1台、それとソフトの44ライセンス分、絵を書いておりますけれども資料の方で個人番号利用系事務ということがこのピンクで塗った関係の備品等でございます。パスワードと静脈の手かざしで入っていく二要素認証サービス、あるいは操作取得サーバーですね。これとパソコン44台分のライセンスの分を今回の事業費としてそれが1点。

それとインターネット接続系にもですね、サーバーが1台必要。それと現在144台想定をしておりますけれども、庁舎内に。その転送ソフト等、保護をかけるためのライセンスが必要ということでございます。

それと最後にメール無害化装置1台ということで、添付ファイルに有害なものがないかとチェックをする機械が1台必要ということでございます。

総額、7項目合せまして1501万2540円の契約と。

先ほどパソコンという表現があったかと思えますけども、パソコンじゃございませんでサーバーとソフトの購入費でございますので、訂正方お願いしたいと思えます。

サーバー関係4台ですね、無害化装置も入れまして。それとソフトのライセンスの分を含めまして今回の事業費となっております。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今日、この資料を初めていただいたんですけど、もう皆様テレビでよくご存知のように、JTBでね数百万人の個人情報が出たということで。聞いてみましたら2ページに現在のセキュリティ対策ということで、東彼杵町ではファイヤーウォールとかフィルタリングシステムをされてますけど、ああいう大きな大企業は数十億の費用をかけてこういうものもやってもああいう事件がおこるわけですね。

その問題は、やはり今回の場合は、社員がお客様用の注文メールを見てそこからウイルスが発生したということなんですけど、現在、そういうことで2ページの一番下のメール無害化装置を1台ということでされておりますけども、これは果たして役場内だけでいいのか。例えばイントラネットをしてあります各学校、出先機関、こういうところにまでこういった慎重を期すにはそういったことはなくて良いのかどうかちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

現在、教育委員会関連の学校施設のメールとかありますけども、今回からこれを機会に学校関係あるいは教育委員会の関係も役場の電算室の方に統合する方針で進んでおります。それを踏まえて今回の無害化装置をつけていくということでございますので、役場プラス教育委員会、学校関係全てを今回の対策で持っていきたいということで検討しております。以上です。

○議長（後城一雄君）

総務課長。

○総務課長（森隆志君）

付け加えます。先ほど吉永議員の質問では、職員がやった場合にそういうことを事件みたいなことが、流出事件が発生しておりますけども、今回は職員に対してもある程度個人を誰と誰と誰と絞りまして、特にマイナンバー制度がありますので、LGWAN関係は全て職員全員ではありませんけども、そういう縛りかけた制限をもっていったらそういう不祥事、流出とか絶対ないように今回の事業で持っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

他に。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

ただいま総務課長の方からそういったパソコン等を扱う人を何人かに絞るということでしたが、何人ぐらいにされるのか。それとまた定期異動によってまた部署が変わられたりする時に、そういった時の例えば変わられた場合の対策ですね。それと移行期間でいろいろと伝達とか操作方法なども伝えなければならぬと思いますが、そういったことで何人ぐらい。それとある程度そういったことを扱うというのをやっぱり若い人が柔軟性があるんじゃないかなと思いますが、そういったところを少し詳しく教えていただければと思います。

○——△——

これで良いんですかね。議案以外ですが、契約の議案ですが。

○議長（後城一雄君）

契約の議案ですけども、関連してるといえば関連していることですし。

○——△——

総務課長。

○議長（後城一雄君）

総務課長。

○総務課長（森隆志君）

この二要素サーバーとかですね、それをもつての縛りをつけるということで、まずもってマイナンバー制度の個人番号系、これについて強化を図りたいということで、このパソコンが 144 台中の 44 台、44 台を制御をかけたいということで。それを使う職員についてはですね、税関係と町民課社会保障関係、それと防災関係に割り当てがありますので、約 20 名弱と思います。はっきりした数字は言いませんけども。そういう税と社会保障と災害関係を担当する職員ということで縛りをかけて、もちろん異動がありましたらその都度その都度に静脈の認証とかパスワードを変えていきますので、その方法で、対策でいきたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

予算についてお尋ねします。今こういった事故が非常に多いですから非常に重要なこと大事なことだと思っております。この金額ですけど 1500 万円、これは初期投資の部分だけでしょうかね。ウイルス等々は、随時強化されて、またいわゆる何といいますかアップグレードをしなくてはいけない時期がくると思うんですけども、そういったランニングコスト的な部分も含めた部分の金額でしょうか。初期投資部分だけの金額でしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

これにつきましては、今回の強靱化計画によります初期投資に係わる分でございます。今後5年間をもって保守等を組んでいきますけども、将来的に、もしいろいろな環境が変わったりもっと縛りをかけたりしなければならぬ事案が発生しましたら、国あるいは県との対策も変わってくると思いますので、それをもって別の契約が発生するかも知れないということで考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村孝彦君。

○5番（橋村孝彦君）

そうしますと今回700万円以上ですから議会に諮られます。次の更新あたりの時に仮にまた700万円以上になった場合は、当該会社にまた見積もりになるんですかね。そうなるとちょっとまずいような気がしますけども。やっぱり初期設定したところがいわゆるそういった、何と申しますか、変更等もするのが好ましいと思うのですが、そういう時はどうなるのでしょうかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

今回契約したのはこの業者ですけども、また5年後ですね、考えられると先ほど答弁しましたけども、その時はその時で現在契約しているのがあるじゃないかとご懸念ですけども、それとは別にですね、その時々仕様書あるいはプロポーザルといいますか、提案といいますか、それをもって厳正な審査の上で時期についても決定をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

他に、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 56 号、情報セキュリティ強化対策事業にかかるハードウェア等売買契約については原案のとおり可決されました。

日程第 5 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（後城一雄君）

次に日程第 5、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。各常任委員長から所管事務の内、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りましたとおり特定事件所管事務の調査の事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって各常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 6 議員派遣の件

○議長（後城一雄君）

次に日程第 6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については会議規則第 127 条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。なお、ただいま決定しました議員派遣の件は、後日変更があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成 28 年第 2 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉 会（午前 10 時 00 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成29年 6月 8日

議 長 後 城 一 雄

署名議員 浪 瀬 真 吾

署名議員 森 敏 則